

東京都人権尊重条例に基づき不当な差別的言動と認めた表現活動の概要等について

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（以下「条例」という。）第 14 条の規定により設置する審査会（以下「審査会」という。）の意見を踏まえ、不当な差別的言動に該当すると認めた表現活動の概要等について、条例第 12 条の規定に基づき以下のとおり公表する。

1 表現活動の内容

- (1) 令和 8 年 2 月 22 日（日）午後東京都千代田区外神田 6 丁目から東京都台東区台東 4 丁目の道路上でのデモ行進において、一部拡声器等を用いて行われた「朝鮮人を叩き出せ、韓国人を叩き出せ、韓国人撲滅」「中国人を叩き出せ、中国人は大嫌いだ」「韓国人は日本から出て行け、韓国人を日本から叩き出せ」「中国人韓国人は日本から出て行け」「日本国民の敵、中国人韓国人を叩き出せ」との表現がなされた表現活動
- (2) 令和 8 年 3 月 1 日（日）に東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目の交差点付近において、一部拡声器等を用いて行われた「シナ人出てけ、シナ人出てけよ、シナ人出てけ」「中国人は日本国民を振り回すな、とっとと帰れ」「中国、中国人帰れ、日本を侵略する侵略者帰れ」「日本に侵略する中国人叩き出せ」「侵略した中国人を日本から叩き出せ」との表現がなされた表現活動
- (3) 海外配信サイト KICK を用いた都の区域内における配信の中で、画面上に投稿表示された「ゴミクズ外国人やん」「うるせえ日本から消えろ」「母国に帰れ」「日本から出ていけ馬鹿野郎」「古事記がいじん 4 ねよ」「バカな外国人は出てけ」「ミャンマー人帰れ」「ミャンマー帰れゴミがいじん」「発展途上国のごみがうせろよ」「汚い害国人帰れ」「ゴミクズがいじん刺されて死ねや」「顔面に塩酸かけられて死ねがいじん」「ミャンマーハゲ 4 ね」との表現がなされた表現活動

2 都の対応

- (1) 上記 1 について、条例第 12 条第 2 項の規定に基づく申出を受け、これらの表現は、条例第 8 条及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「法」という。）第 2 条（※）に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認められるため、適切な措置をとるべき、との審査会の意見を聴取した。

（※）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第 2 条

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

なお、「適法に居住するもの」とあるが、「適法に居住」しない者、すなわち不法滞在者等に対する「不当な差別的言動」であれば許されるとする趣旨ではないとされている。

詳細は法務省「「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その 2）」(<https://www.moj.go.jp/content/001308139.pdf>)を参照。



▲参考情報(その 2)

- (2) 条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、審査会の意見を踏まえ、都としては、上記 1 の表現は、条例第 8 条及び法第 2 条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現活動と認められると判断した。
- (3) 都は、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、本件公表を行い、このような本邦外出身者に対する不当な差別的言動はあってはならないものとして、その解消を推進していく。また、上記 1（1）及び（2）の当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するため、インターネット上で拡散し

ている動画について東京法務局にプロバイダ等への削除要請を依頼する。

- 過去に公表した、不当な差別的言動に該当すると認めた表現活動の概要等は以下を参照
<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/sesaku/sonchou/kouhyou>



▲表現活動の概要等公表

本件は、「[2050 東京戦略](#)」を推進する取組です。
戦略9 共生社会 「人権尊重の理念の実現」

2050東京戦略
～東京 もっとよくなる～



▲2050 東京戦略